

フリーター人口の長期予測と その経済的影響の試算

<要 旨>

1990年代半ば以降、就職難と若者の意識の変化を背景にフリーターが急増している。今や若者の5人に1人がフリーターとも言われ、平均的には所得の低いフリーターの増加が社会全体に及ぼす影響は無視できないものになってきている。

そこで、フリーターの賃金、納める税金、消費額、年金を正社員と比較して、フリーター自身が被っている不利益と、フリーターが正社員になれないことにより生じている社会全体の経済的損失を試算してみた。

【平均年収】正社員：387万円、フリーター：106万円

【生涯賃金】正社員：2億1500万円、フリーター：5200万円

【住民税】正社員：64,600円、フリーター：11,800円

【所得税】正社員：134,700円、フリーター：12,400円

【消費税】正社員：135,000円、フリーター：49,000円

【消費額】正社員：282.9万円、フリーター：103.9万円

【年金受取額】正社員：（月額）146,000円、フリーター：（月額）66,000円

【経済的損失】**税込**：1.2兆円減少、消費額：8.8兆円減少、貯蓄：3.5兆円減少
このうちGDPに直接影響を及ぼすのは消費である。フリーターが正社員として働けるなら可能であった消費を諦めることにより、名目GDPが潜在的に1.7%pt下押しされている。

フリーターは一度なるとその状態が長期化しやすいこと、高い離職率と新規学卒就職率の低迷により新規発生が続くと予想されることを背景に、フリーターの数はいずれ増加が続きそうである。2020年までのフリーター人口を予測してみると、需給ギャップが縮小に向かうため失業者は徐々に減少してくるが、正社員以外の雇用が一段と拡大してくるため、フリーター人口は2010年に476万人とピークを付ける。その後は、経済成長の持続、若年人口の減少などにより労働需給の逼迫が予想され、フリーター人口は2020年には444万人に落ち着いてくる。しかし、正社員以外の雇用は拡大基調が続くため引き続き高水準で推移し、若年人口に占めるフリーター比率は2020年には30.6%に上昇する見込みである。

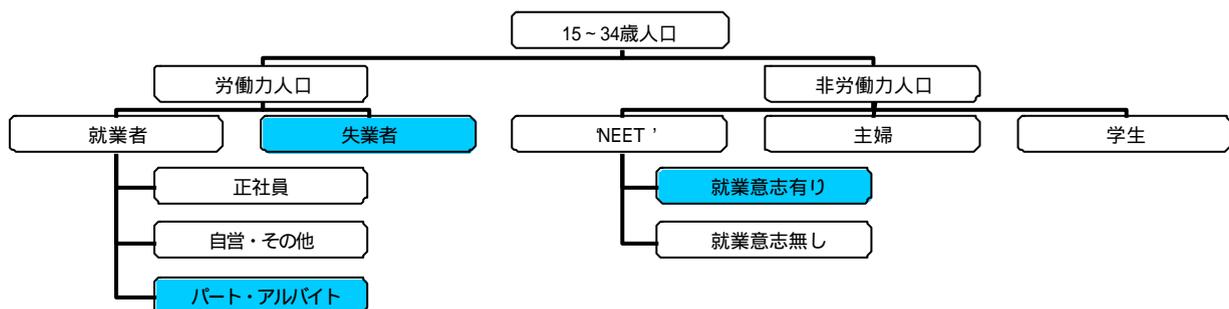


1. 問題意識

フリーターが急増している。内閣府の「国民生活白書」（平成15年版）によると、フリーターの数 は 2001 年時点で 417 万人に達するなど、フリーターは団塊世代のサラリーマン（約 500 万人）に匹敵するグループを形成しつつある。

そもそも『フリーター』という言葉は、1987 年にリクルート社が求人雑誌「フロム・エー」で社会人アルバイトの人たちを、フリーとアルバイトをつなぎ合わせた『フリーター』と命名したのが最初である。当時、『フリーター』は自由を楽しみながら経済的に自立しようとする若者を指していたが、若年の失業率が 10% を超える中で^(注1)、就職したくてもできない新卒無業者が増えてくるにつれてその意味合いも変わってきている。内閣府は『フリーター』の定義を、15～34 歳の年齢層のうち（学生と主婦を除く）、パート・アルバイト（派遣等を含む）及び働く意志のある無職の人としている（図表 1）。これは、働く意志はあっても正社員としての職を得ていない若年を広く分析の対象としており、例えば、派遣労働者、正社員への就業を希望する失業者などの‘フリーター予備軍’が含まれることになる^(注2)。この定義によれば、2001 年時点で「学生」と「正社員以外の主婦」を除いた若年人口の 5 人に 1 人（21.2%）がフリーターとなっており、パート・アルバイトとして働いていたり、無職（求職中）の状態にある若者は珍しい存在ではなくなっている（図表 2）。

図表 1. 内閣府「国民生活白書」によるフリーターの定義
～ フリーターとは正社員としての職を得ていない若者 ～



(注1) シャドー部分はフリーターであることを表す。

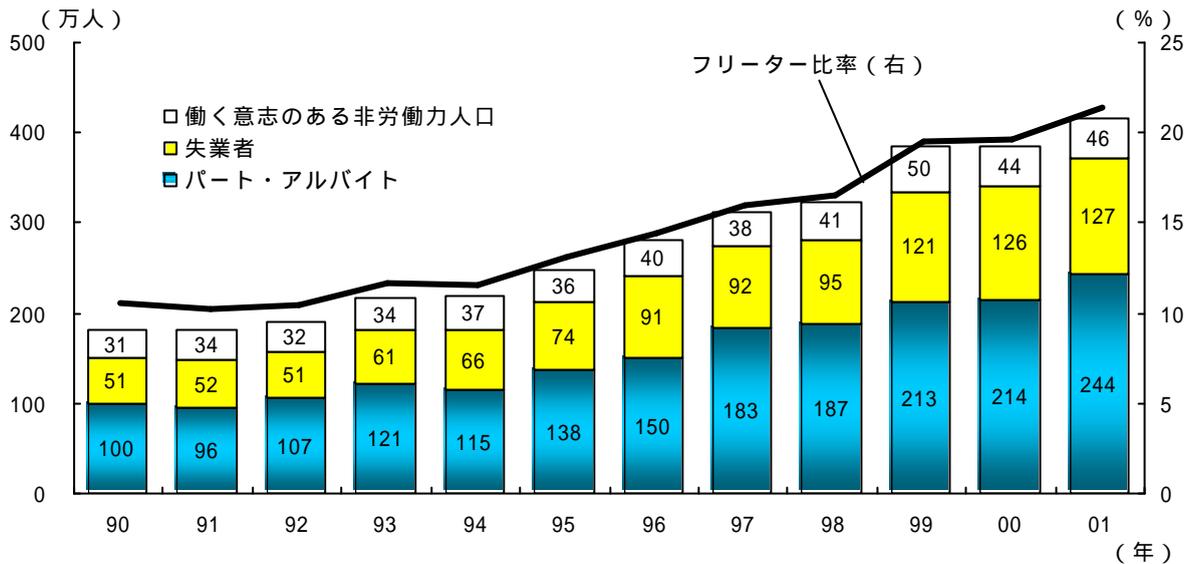
(注2) ‘NEET’ (Not in Employment, Education or Training) は在学中でもなく、家事もしていない人。

(資料) 内閣府「国民生活白書」（平成15年版）

(注1) 15～24 歳・男女の完全失業率は、2003 年平均で 10.1%（男 11.6%、女 8.6%）。

(注2) 内閣府「国民生活白書」（平成 15 年版）より。

図表 2. フリーター数とフリーター比率の推移
 ~ 今や若者の 5 人に 1 人はフリーター ~



(注) フリーターとは、15～34歳の若年のうち(学生と主婦を除く)、パート・アルバイト(派遣等を含む)及び働く意志のある無職の人。フリーター比率は、若年人口(「学生」と「正社員以外の主婦」を除く)に占めるフリーターの割合。
 (資料) 内閣府「国民生活白書」より抜粋

それにもかかわらず、これまでフリーターの問題は個人のライフスタイルや生き方の問題として議論されることが多く、社会全体の問題として議論されることは少なかったように思われる。しかし、今や若年^(注3)の5人に1人がフリーターになっていく中で、平均的には所得の低いフリーターの増加が社会全体に及ぼす影響は無視できないものになってきている。そこで本稿では、フリーターが本人の生活を通じて、社会全体にどのような影響を与えているのか試算した。具体的には、フリーターの賃金、税金^(注4)、消費額、貯蓄、年金を正社員と比較し、フリーター自身が被っているメリット・デメリットと、フリーターが正社員になれないことにより生じている社会全体の経済的損失を試算してみた。

そして、最後に、いくつかの前提条件を置いた上で、フリーター人口の長期予測(2020年まで)を行い、先行きについて、フリーターの増加が社会全体に及ぼす影響についても考えてみた。

(注3) 「学生」と「正社員以外の主婦」を除く15～34歳の若年人口。

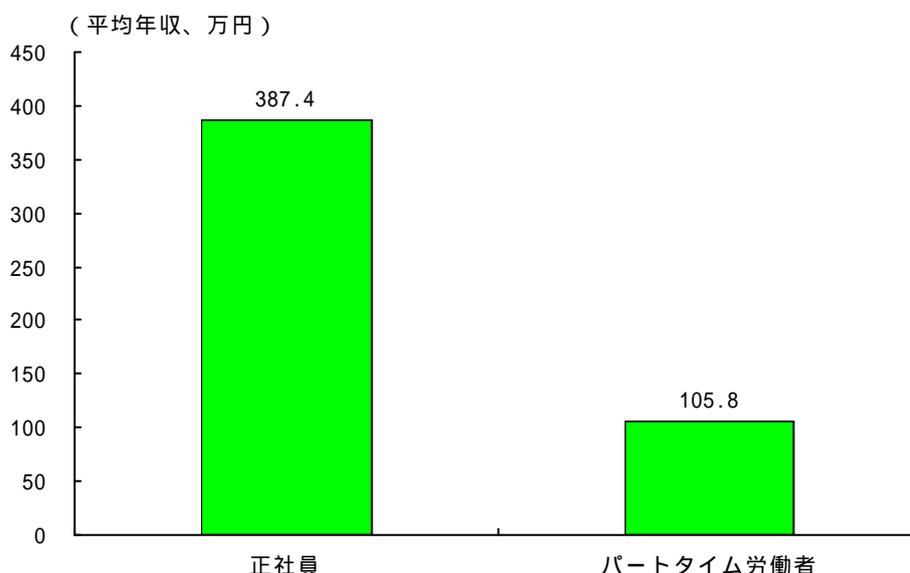
(注4) 本稿では、住民税、所得税、消費税を試算の対象とした。

2. フリーターと正社員の生活比較

(1) 賃金

フリーターのうちパート・アルバイト（派遣等を含む）の職に就いている人の割合は6割弱だが、無職とアルバイトの間を行ったり来たりしている人も合わせると、ほとんどのフリーターはパート・アルバイトといった職に就いていると推測される。一般的にパート・アルバイトの仕事は単純作業が多く、専門能力をあまり必要としないため、賃金水準も低い。厚生労働省「賃金構造基本統計調査（平成15年版）」（以下、賃金センサス）によると、15～34歳のパートタイム労働者の平均年収が約105.8万円であるのに対して、15～34歳の標準労働者^{（注5）}の平均年収は約387.4万円と、その賃金格差は約281.6万円、約3.7倍になる（図表3）。

図表3. 正社員とフリーターの平均年収
～ フリーターと正社員の賃金格差は3.7倍 ～



(注1) 対象は、15～34歳で、正社員は標準労働者のデータを用いた。

(注2) 標準労働者の年間収入 = 所定内給与 × 12ヵ月 + 年間賞与・その他の特別給与

(注3) パートタイム労働者の年間収入 = 実労働日数 × 1日当たり所定内実労働時間数 × 1時間当たり所定内給与額 + 年間賞与・その他特別給与額

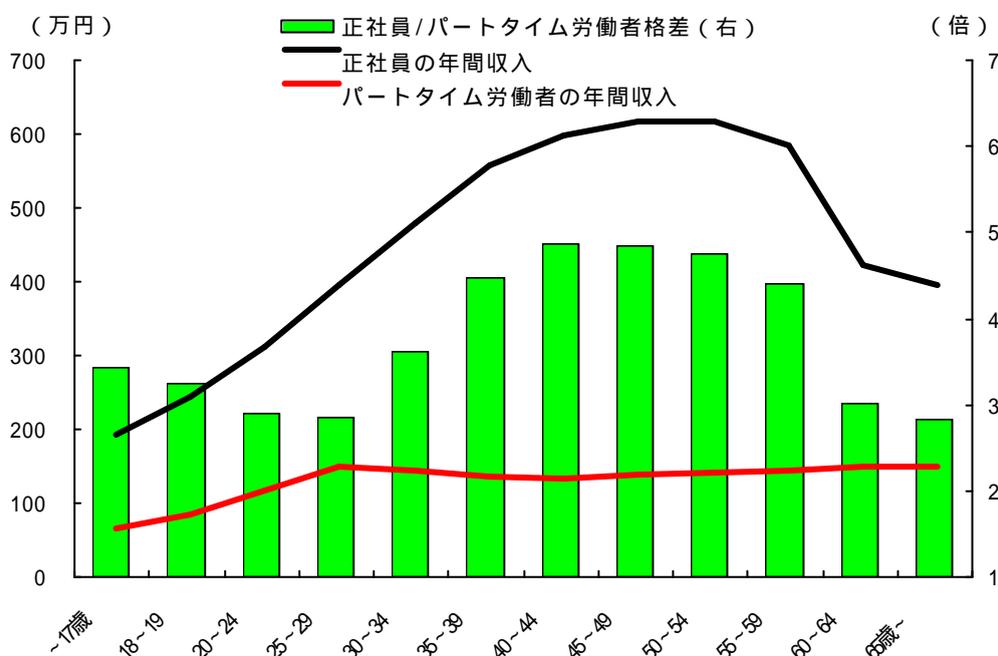
(資料) 厚生労働省「賃金センサス」

また、年功賃金カーブがフラット化するなど年功序列型の賃金制度が綻びを見せているが、それでも正社員の賃金は50代前半までは年齢（勤続年数）が上がるにつれて増えている（図表4）。それに対して、パートタイム労働者の賃金は20代後

（注5） 標準労働者とは、学校卒業後直ちに現在の企業に就職し、同一企業に引き続き勤務している者。ここでは典型的な正社員として標準労働者のデータを用いた。

半がピークで、その後は年齢が上がるにつれて減っている。これは、30代になると所定内実労働時間数の短い主婦のパートタイム労働者が増えることも影響しているが、1時間あたり所定内給与額を見ても傾向は同じである。単純作業の多いパートタイム労働者の仕事は専門能力の蓄積が難しく、相対的に低賃金の若年パートタイム労働者と代替可能なことが30代以上のパートタイム労働者の賃金が上昇しない理由と考えられる。従って、フリーターになるということは、正社員になっていれば今稼げた追加的な賃金281.6万円(=387.4万円-105.8万円)を諦めるだけでなく、その間に専門能力が蓄積できないことで将来の賃金上昇の可能性を失っていることになり、生涯賃金の格差は広がる。

図表4. 正社員とフリーターの年功賃金カーブ(男女平均)
～フリーターの賃金は20代後半でピークアウト～



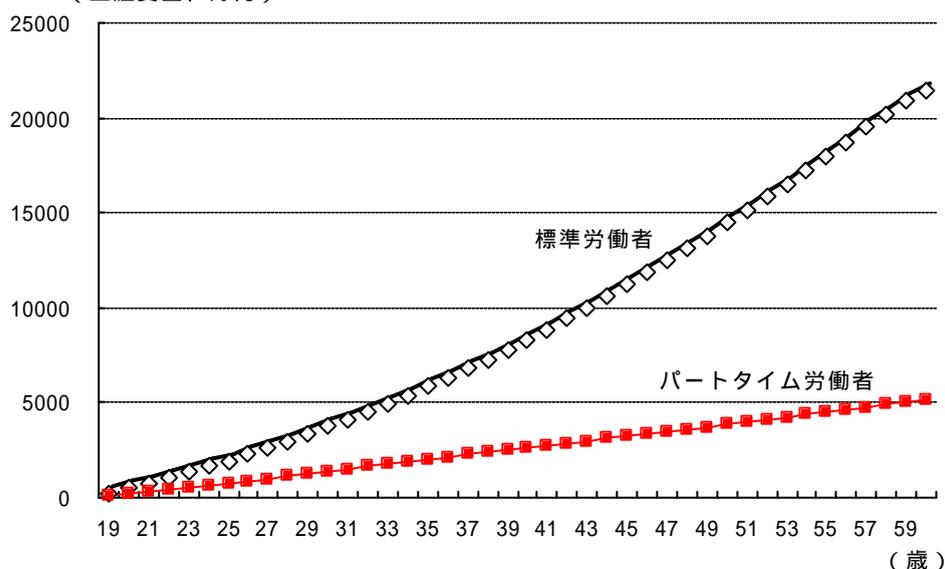
(注) ・正社員(常用労働者)の年間収入 = 決まって支給する給与 × 12
+ 年間賞与・その他特別給与額
・パートタイム労働者の年間収入 = 実労働日数 × 1日あたり所定内実労働時間数
× 1時間あたり所定内給与額 + 年間賞与・その他特別給与額
(資料) 厚生労働省「賃金センサス」(平成15年版)

賃金センサスを基に試算すると、高校卒業後直ちに就職し、同一企業に引き続き勤務している人(標準労働者)の生涯賃金^(注6)が約2億1500万円であるのに対して、高校卒業後就職しないでアルバイトを続けている人(パートタイム労働者)の

(注6) 高卒なら19歳から60歳までの年間収入の累計。大卒なら23歳から60歳までの年間収入の累計。金額は2002年時点。

生涯賃金は約 5200 万円と、生涯賃金格差は約 4.2 倍、約 1 億 6 千万円の差がつくことになる（図表 5）。もちろん、ほとんどのフリーターはパート・アルバイトをずっと続けようと考えている訳ではない。しかし、例え雇用機会があったとしても、パート・アルバイトや無職の期間が長かった人は、それだけ専門能力の蓄積も遅れ、フリーターから脱け出しにくくなる。

図表 5 . 正社員（常用労働者）とパートタイム労働者の生涯賃金（高卒・男女平均）
 ~ パートタイム労働者の賃金は 20 代後半でピークアウト ~
 （生涯賃金、万円）



（注）仮に2002年に高校卒業後直ちに就職し、60歳まで同一企業に引き続き勤務した人と、2002年に高校卒業後就職せず60歳までパート・アルバイトを続けた人の生涯賃金。

（資料）厚生労働省「賃金センサス」（平成15年度版）

（2）税金

前項で正社員とフリーターの賃金格差について述べたが、賃金格差は個々人の所得に応じて徴収される納税額の格差をもたらす。ここでは、所得と所得を原資とする消費に応じて納税額が決まる住民税、所得税、消費税を取り上げる。

住民税

住民税は、その年の1月1日現在、居住していた市区町村で課税され、住民が等しく負担する部分（均等割）と、前年の所得に応じて負担する部分（所得割）からなっている。さらに、均等割部分は、市町村民税（年額 2,000 円、2,500 円、3,000 円の3段階）と都道府県民税（年額 1,000 円）からなっており、所得割部分は市町村民税、都道府県民税とも以下の計算式によって求められる（図表 6）。

$$\text{所得割部分} = (\text{所得金額} - \text{所得控除額} - \text{社会保険料}) \times \text{税率} - \text{税額控除}$$

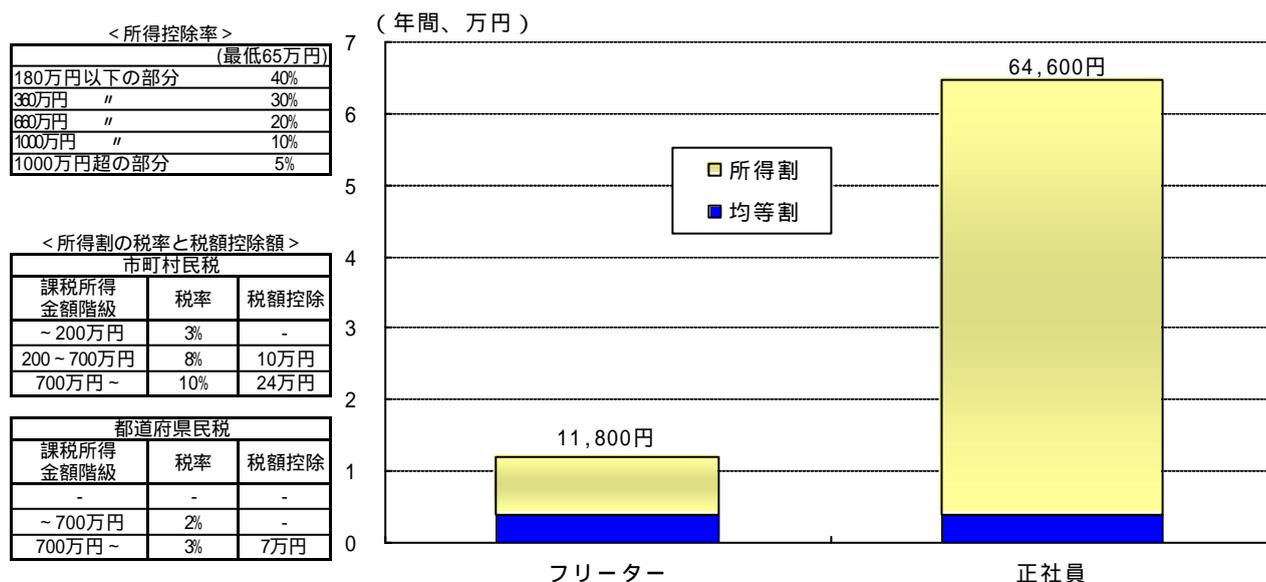
所得控除額は、給与所得控除額(最低)65万円と非課税控除額 35万円の合計 100万

円で、所得金額が 100 万円以下であれば税金はかからない。給与所得控除額は図表 6 の所得控除率に従い、所得の一定割合が控除される。このほかにサラリーマンは社会保険料も控除される。こうして算出された金額に同じく図表 6 で示した所得割の税率をかけ、そこから税額控除した残りが所得割の税額となる。さらに、平成 11 年(1999 年)の税制改正以降、定率による税額控除が行われており、所得割額の 15% 相当額(4 万円を限度)を所得割の税額から控除する。

以上から、仮に均等割の市区町村税を 3,000 円として、正社員フリーターの住民税を試算^(注7)してみると、20~34 歳のフリーターの平均年間収入約 118.5 万円に課税される住民税は年間約 11,800 円となる(均等割部分: 4,000 円、所得割部分: 7,800 円)。それに対して、20 歳~34 歳の正社員の平均年間収入 392.0 万円に課税される住民税は年間約 64,600 円(均等割部分: 4,000 円、所得割部分: 60,600 円)となる。

図表 6 . 正社員とフリーターの住民税

~ フリーターに課税される住民税は正社員の 5 分の 1 以下 ~



(注) 正社員には常用労働者、フリーターにはパートタイム労働者のデータを使用。
(資料) 厚生労働省「賃金センサス」(平成15年版)

所得税

所得税は個人の年間所得に対して課税され、以下の計算式によって求められる。

$$\text{所得税額} = (\text{所得金額} - \text{所得控除額} - \text{社会保険料}) \times \text{税率} - \text{税額控除}$$

所得控除額は、給与所得控除額(最低)65 万円と非課税控除額 38 万円の合計 103 万円で、所得金額が 103 万円以下であれば税金はかからない。所得金額が 103 万円を

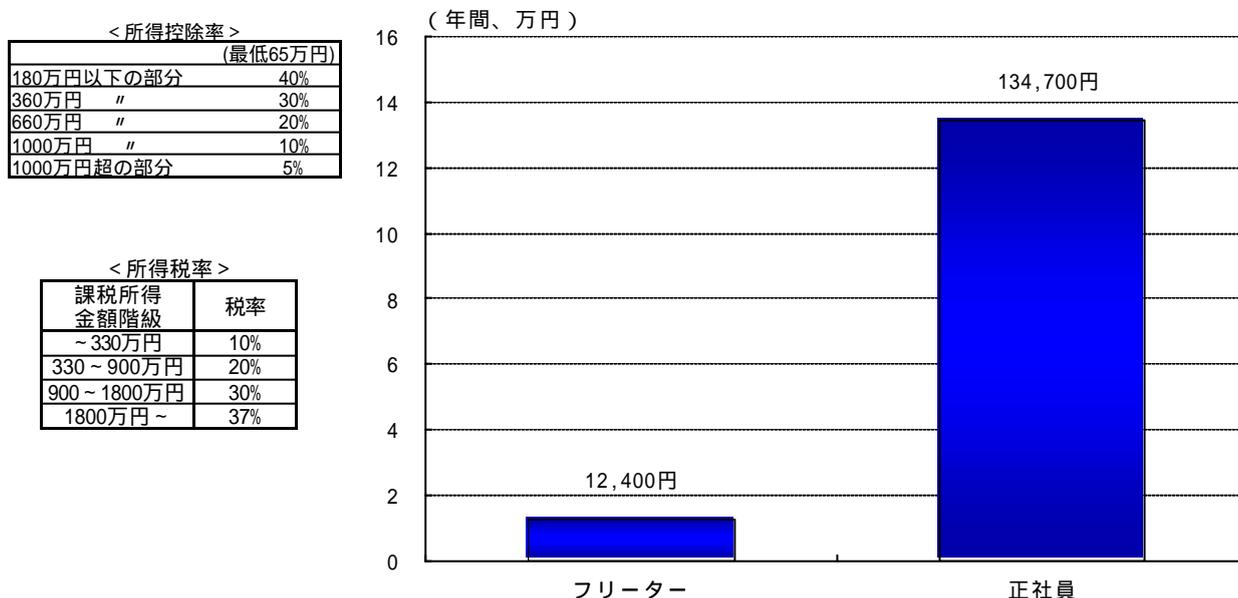
(注7) ここでは、配偶者控除、生命保険料控除、医療費控除といったその他の所得控除は考慮していない。

超える所得については、図表 7 の所得控除率に従って、給与所得控除額が決まってくる。このほかにサラリーマンは社会保険料も控除される。さらに、平成 11 年(1999 年)の税制改正以降、定率による税額控除が行われており、所得税額の 20%相当額(25 万円を限度)を所得税額から控除する。

以上から、正社員とフリーターの所得税を試算すると、20 歳～34 歳^(注 8)のフリーターの平均年間収入 118.5 万円に課税される所得税は年間約 12,400 円となる。それに対して、20 歳～34 歳の正社員の平均年間収入 392.0 万円に課税される所得税は年間約 134,700 円となる(図表 7)。

図表 7. 正社員とフリーターの所得税

～フリーターに課税される所得税は正社員の 10 分の 1 以下～



(注) 正社員には常用労働者、フリーターにはパートタイム労働者のデータを使用。
(資料) 厚生労働省「賃金センサス」(平成15年版)

消費税

消費税は、前項で試算した住民税、所得税を用いて、以下の計算式から推計される。

$$\text{可処分所得} = \text{所得金額} - \text{非消費支出} (\text{住民税、所得税})$$

$$\text{消費税額} = \text{可処分所得} \times \text{消費性向} \times 0.05 / (1 + 0.05) \quad [\text{消費税率} 5\%]$$

ただし、住民税は未成年者には課税されないもので、15-19 歳の正社員とフリーターの非消費支出には所得税のみを用いる。また、平均的には低所得であるフリーターの消費性向を 100.0%、正社員の消費性向を最近 3 年間の勤労者世帯の平均消費

(注 8) 15～19 歳のパートタイム労働者の平均年間収入は約 63.9 万円なので所得税は非課税となる。このため、試算では 20～34 歳を対象とした。

性向である 76.9%と仮定した。

以上から、正社員とフリーターの支払った消費税額を試算してみると、15歳～34歳のフリーターの平均可処分所得約103.9万円のうち消費税は年間約49,000円となる。それに対して、15歳～34歳の正社員の平均可処分所得約367.8万円のうち消費税は年間約135,000円となる。

図表 8 . 正社員とフリーターの消費税

～ フリーターが支払う消費税は正社員の 2 分の 1 以下 ～
(年間、万円)



(注) 正社員には常用労働者、フリーターにはパートタイム労働者のデータを使用。
(資料) 厚生労働省「賃金センサス」(平成15年版)

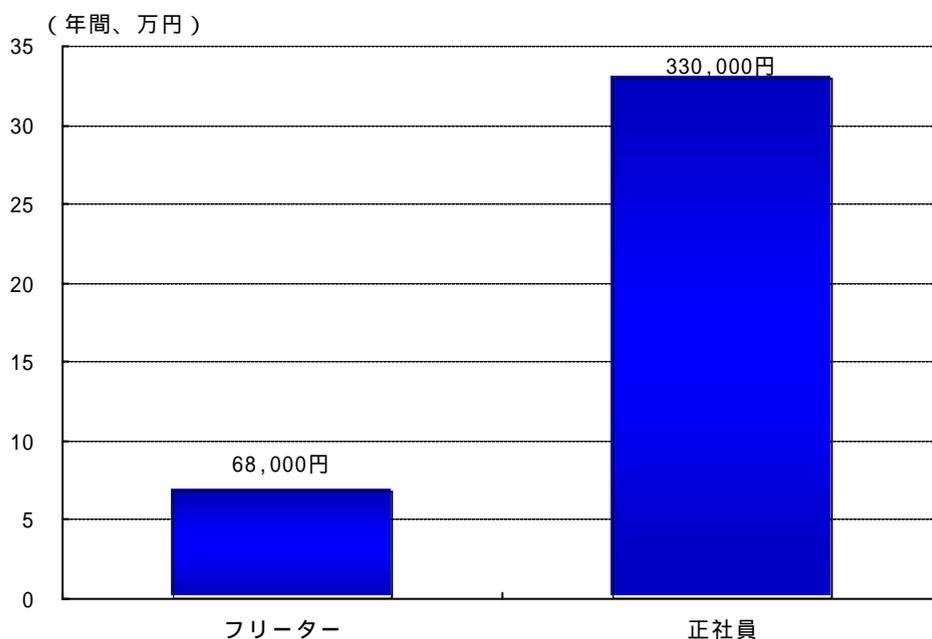
税金まとめ

前項 ～ の試算結果から住民税、所得税、消費税を合わせた一人当たりの平均納税額を算出すると、15～34歳のフリーターの平均年間収入約105.8万円に課けられる一人当たりの平均納税額は年間約68,000円^(注9)(税負担率6.4%)となる。

(注9) 15～34歳のフリーター1人当たりの納税額であり、住民税(20～34歳)、所得税(20～34歳)、消費税(15～34歳)、の試算結果の合計とは一致しない。すなわち、15-19歳のフリーターの平均年間所得は100万円以下であるため、住民税はゼロとなる。また、15～19歳のフリーターの平均年間所得は103万円以下のため所得税もゼロとなる。このため、15～19歳のフリーターの住民税と所得税がゼロである分だけ、15～34歳のフリーター1人当たりの平均を押し下げることになる。ちなみに、消費税の試算対象を20～34歳にして、20-34歳のフリーター1人当たりの納税額を計算すると、1人当たり約80,000円となる。

それに対して、15～34歳の正社員の平均年間収入約387.4万円に課けられる一人当たりの平均納税額は年間約330,000円（税負担率8.5%）となる（図表9）。

図表9. 正社員とフリーターの納税額（住民税、所得税、消費税）
～フリーターの納税額は正社員のおよそ5分の1～



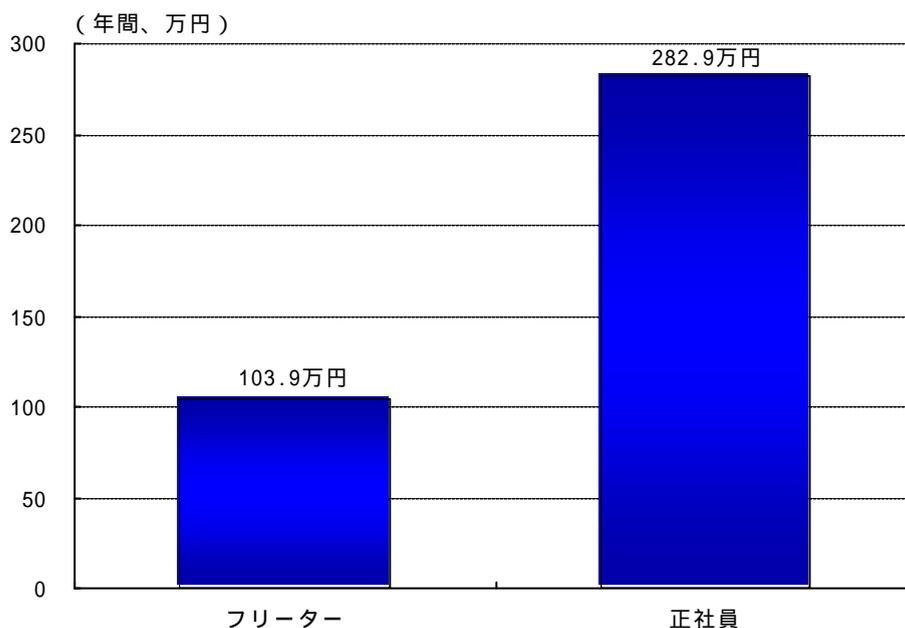
(注) 正社員には常用労働者、フリーターにはパートタイム労働者のデータを使用。
(資料) 厚生労働省「賃金センサス」(平成15年版)

(3) 消費支出

正社員とフリーターの賃金格差は、可処分所得の差となって消費の格差をもたらす。前に述べた消費税の試算方法を用いて、所得金額から非消費支出（ここでは住民税と所得税）を差し引いて可処分所得を計算し、低所得のフリーターの消費性向を100.0%、正社員の消費性向を最近3年間の勤労者世帯の平均消費性向である76.9%と仮定して消費支出を求める。その結果、フリーターの消費支出は年間約103.9万円となる。それに対して、正社員の消費支出は年間約282.9万円となる（図表10）。

ただ、フリーターの多くは親と同居して、基礎的な消費（住居、光熱費等）を親に依存していると考えられる。これは、本来、フリーターが支払うべき消費支出を親が肩代わりしているとも考えられるが、ここでは消費の源泉である所得が誰のものであるかを基準に試算している。

図表 10 . 正社員とフリーターの消費支出額
 ~ フリーターの消費は正社員のおよそ 3 分の 1 ~



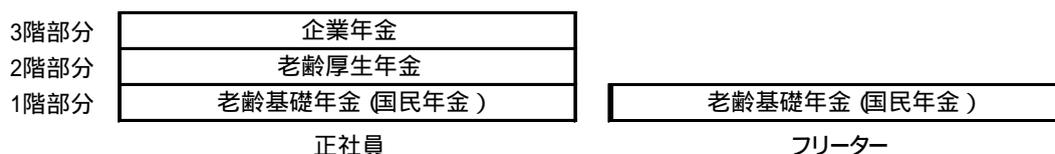
(注) 正社員には常用労働者、フリーターにはパートタイム労働者のデータを使用。
 (資料) 厚生労働省「賃金センサス」(平成15年版)

(4) 年金受給額

公的年金には 20 歳以上の国民全てが加入を義務付けられている老齢基礎年金(国民年金)と、民間企業に勤めるサラリーマンが加入する老齢厚生年金がある(図表 11)。正社員の場合、1 階部分の老齢基礎年金に加えて、2 階部分の老齢厚生年金、さらに企業によっては 3 階部分に企業年金が上乘せされており、老後の生活が支えられている。それに対して、フリーターの場合は、1 階部分の老齢基礎年金だけで、最低限の生活をするのに必要な資金がなんとか確保されているに過ぎない。その上、老齢基礎年金が支給されるためには、保険料を 25 年以上納付して受給資格期間を満たすことが必要である。20 代前半の保険料未納率が約 5 割に上る現状では、やがて老齢基礎年金すら受給できない人が出てくることも予想される。

図表 11 . 正社員とフリーターの年金構造

~ フリーターの年金は最低限の生活資金がなんとか確保されているだけ ~



以下では、仮に保険料を 40 年納付したと仮定して、正社員とフリーターが 65 歳になったらもらえる年金受給額を試算してみた。老齢基礎年金の受給額は以下の計

算式から求められ、保険料納付の年数が40年であれば満額（平成15年時点で797,000円）が支らわれる（以下、計算式は金融広報中央委員会ホームページより抜粋）。

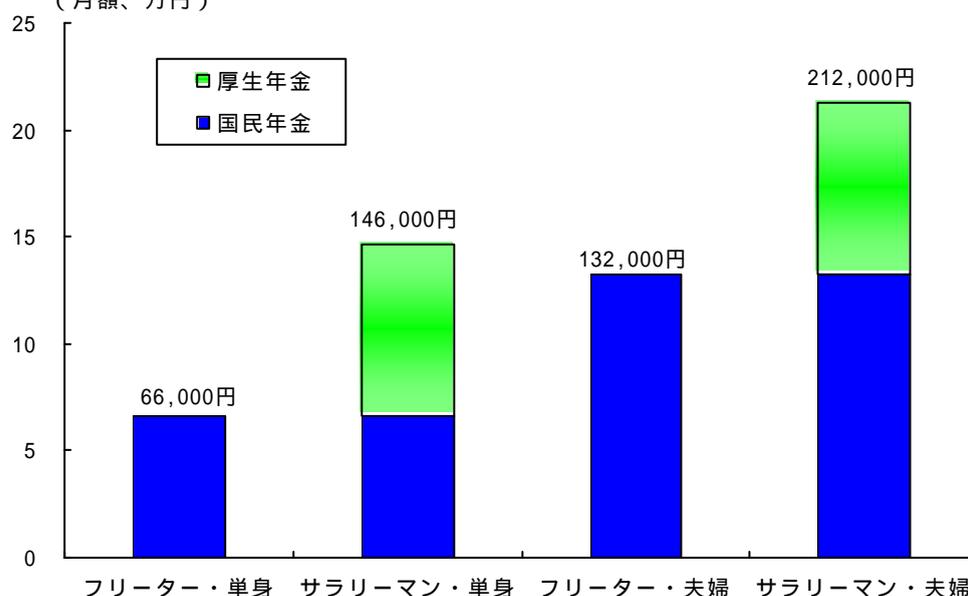
$$\text{老齢基礎年金受給額} = \text{満額の金額} \times (\text{保険料納付の年数} + \text{保険料全額免除の年数} \times 1/3 + \text{保険料半額免除の年数} \times 2/3) \div \text{加入可能年数[原則40年]}$$

一方、老齢厚生年金の受給額は、平成15年4月にボーナスからも保険料を徴収する総報酬制が導入されたことにより、平成15年3月以前の厚生年金の加入期間については、ボーナスを除いた平均標準報酬月額を基に、平成15年4月以降の加入期間についてはボーナスを含んだ平均標準報酬額を基に計算される。老齢厚生年金受給額は次式アとイの合計額となる。

ア. 平均標準報酬月額 × 乗率 / 1000 × 平成15年3月以前の加入月数 × 物価スライド率
 イ. 平均標準報酬額 × 乗率 / 1000 × 平成15年4月以降の加入月数 × 物価スライド率
 乗率とは、年金受給額を計算するときの掛け目で、加入時期によって異なる。

以上から、フリーターの年金受給額は単身者で月額66,000円、夫婦では月額132,000円となる。それに対して、正社員の年金受給額は単身者で月額146,000円、夫婦では月額212,000円となる（図表12）。仮に、フリーターが保険料を25年以上納付しなかった場合、受給資格期間は満たされず、年金受給額はゼロとなる。

図表12. 正社員とフリーター世帯の年金給付額（40年加入、支給開始年齢65歳）
 （月額、万円）

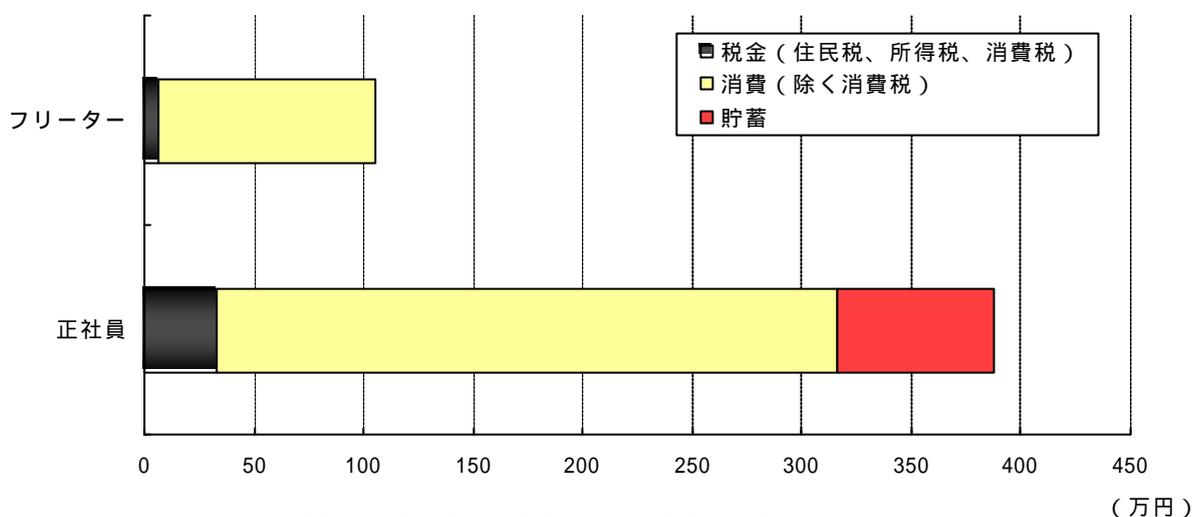


（注）フリーター、サラリーマンともに国民年金に40年加入した場合。さらにサラリーマンは厚生年金に40年加入、平均標準報酬額が36万7千円である場合。
 （資料）厚生労働省「厚生労働白書」

3. 社会全体への影響 ~ 経済活力を阻害するフリーター

フリーターの所得は正社員のおよそ4分の1しかなく、納める税金も少ない(図表13)。また、フリーターの消費は正社員のおよそ3分の1しかなく、親と同居でもしない限り、フリーター本人の生活はかなり厳しそう。平均的には所得の低いフリーターは貯蓄をほとんどしていないと思われる。その上、老後の年金は最低限生活を保障する資金が確保されているだけであり、25年以上保険料を払っていないければ受給資格を失う。フリーターは今の生活が困るというだけでなく、将来の生活にも不安がつきまとう。

図表13. 正社員とフリーターの所得の内訳
~ フリーターは本人の生活が困る ~



(注1) サラリーマンは、健康保険料、社会保険料、雇用保険料、などが所得から差し引かれるが、ここでは、これらの保険料も消費に含まれるとした。

(注2) 正社員は常用労働者、フリーターはパートタイム労働者のデータを使用。

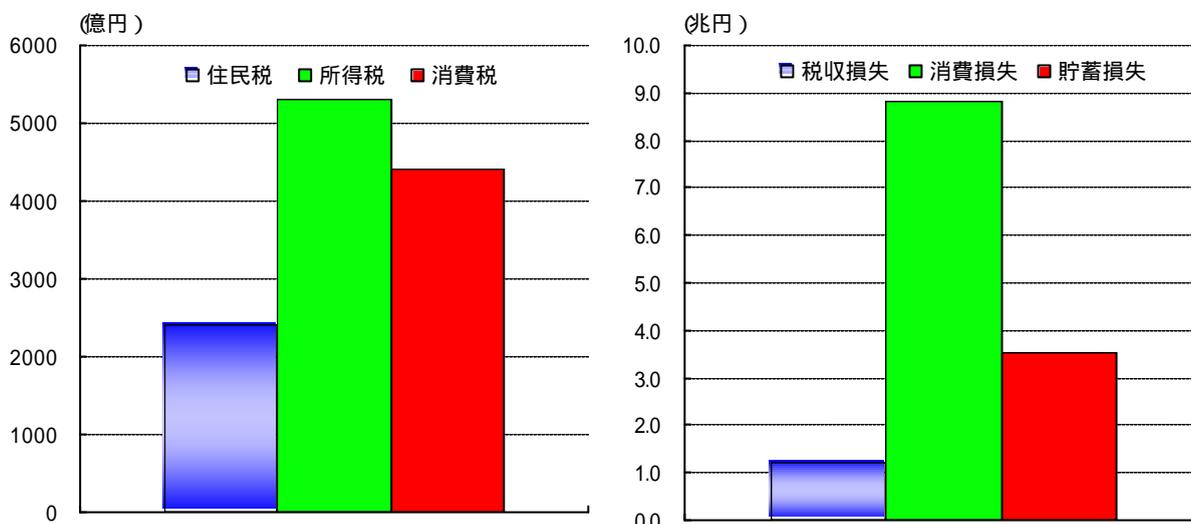
現在、所得が少ないために「納める税金も少ない、消費も少ない、貯蓄も少ない」フリーターが400万人を超え、若年人口(「学生」と「正社員以外の主婦」を除く)の5人に1人に達している。彼らが社会全体に及ぼしている影響はどれほどのものなのか。以下では、前節で試算した結果を用いて、フリーターが正社員になれないことにより生じている社会全体の経済的損失を試算した。

試算によると、まず、フリーターが正社員になれないことにより生じている税収損失額(2001年価格)は、住民税約2,400億円(個人住民税収入の約2.9%)、所得税約5,300億円(所得税収の約3.0%)、消費税約4,400億円(消費税収入の約3.6%)、これらを合計すると約1兆2,100億円になる。これは、2001年度の国と地方の税収の約1.9%に相当する(図表14)。

次に、フリーターが正社員になれないことにより生じている消費損失額は約8.8兆円(2001年価格)になる。これは、2001年の個人消費(持家の帰属家賃を除く

家計最終消費支出)の約3.9%に相当する。そして、フリーターが正社員になれないことにより生じている貯蓄損失額は約3.5兆円(2001年価格)になる。

図表14.フリーターが正社員になれないことにより生じる経済的損失



フリーターが正社員になれないことにより生じる経済的損失の考え方

正社員(常用労働者)を希望してもやむを得ずフリーターになっていると想定して、2001年時点でフリーターが正社員になれないことにより失なわれる「税金」、「消費」、「貯蓄」を計算した。無職の人、就業意志のある非労働力人口の収入はゼロとした。

(例)消費損失額の場合

パート・アルバイト(派遣等含む)が正社員になれないことにより生じる消費損失額
 $= \{ (\text{正社員の消費支出}) - (\text{フリーターの消費支出}) \} \times \text{パート・アルバイト労働者数}$

失業者(求職中)が正社員になれないことにより生じる消費損失額
 $= (\text{正社員の消費支出}) \times \text{失業者数}$

働く意志のある非労働力人口が正社員になれないことにより生じる消費損失額
 $= (\text{正社員の消費支出}) \times \text{働く意志のある非労働力人口}$

フリーターが正社員になれないことにより生じる消費損失額
 $= + +$

ただし、これらの経済的損失のうち、GDPに直接影響を及ぼすのは消費である。税金不足分は国債発行で賄われるのでGDPには直接影響しない。また、貯蓄不足は将来の消費や投資を抑制するので成長率を下押しする可能性があるが、現在のGDPには直接影響しない。フリーターが正社員として働けるなら可能となった消費を諦めることによって、名目GDPが潜在的に約1.7%pt(=消費損失額/名目GDP比率)下押しされていることになる。言い換えれば、フリーターが正社員として働けるなら、名目GDPが1.7%pt押し上げられる。

今のところ、フリーターの多くは親と同居し基礎的な消費(住居、光熱費、食費etc)を依存しているか、親と同居していなくても比較的豊かな親世代から仕送り

等の所得移転を受けているため、こうした消費損失によるマイナス効果はまだ表面化していないと推測される。しかし、親世代も何年か後には現役を引退し、貯蓄と年金で生活していくようになれば、いつまでもフリーターを養っていく余裕はなくなってくるであろう。また、これから結婚して新たに世帯を形成し、家族を増やして消費を拡大していく若者世代が、十分な所得や貯蓄を保有していないとなれば、やがてマイナス効果が顕在化してきて、日本経済の先行きにも大きな影響を与えると考えられる。

4. フリーター人口の長期予測とその経済的影響

フリーター問題の先行きを予測する場合に、次の2つのポイントについて考える必要がある。

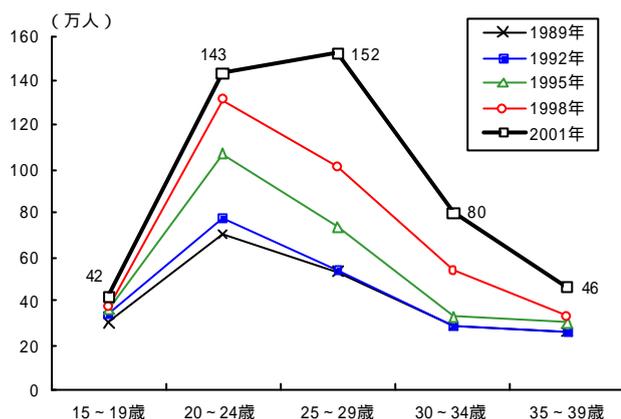
すでにフリーターとなっている人がいずれ正社員になっていくのか？

新たにフリーターになる人はこれからも出てくるのか？

これらの問いに対しては、「景気が回復して、雇用機会が増えれば、正社員になれないフリーターの問題は解決するのではないか」、あるいは、「少子化で若年人口が減少してくれば、労働需給が逼迫して、若年の高失業問題は解決するのではないか」、といった見方がある。その一方で、「企業の人件費抑制姿勢は厳しく、業績が改善したから雇用を増やすというより、雇用を抑えることにより収益を維持するのではないか」、あるいは、「企業は人手が必要となってもコストの安いパート・アルバイトや派遣社員、職業経験のある即戦力を採用するのではないか」、といった見方がある。

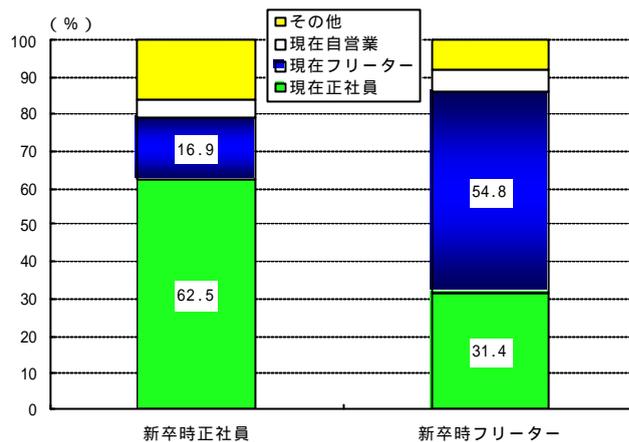
まず、ポイント については、これまでの調査から一度フリーターとなった人はフリーターから脱け出しにくいということが言えそうである。フリーターの年齢階級分布をみると、2001年には分布の山が20代前半から20代後半に移動しているほか、30代のフリーターが大幅に増加しているなど、フリーターの高齢化が進んでいる（図表15）。また、2003年の内閣府の調査によると、新卒時フリーターだった人の3割は正社員になっているものの、5割以上はフリーターのままである（図表16）。景気が回復して雇用機会が増えても、あるいは、労働人口が減少して労働需要が高まっても、フリーターや無職の期間が長かった人が正社員になるのは難しいということである。

図表 15 .フリーターの年齢階級分布



(注) フリーターとは、学生、主婦を除く若年人口(15～34歳)のうち、パート・アルバイト(派遣等を含む)及び働く意志のある無職の人(失業者と働く意志のある非労働力人口)。
(資料) 内閣府「国民生活白書」、厚生労働省「労働力特別調査」

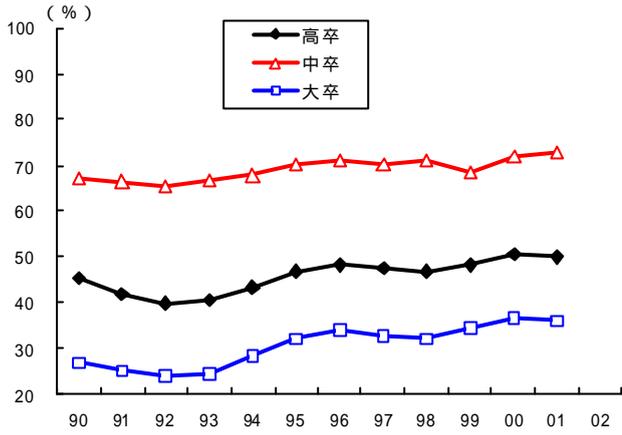
図表 16 .新卒時の雇用形態と現在の雇用形態



(注) フリーターは、学生、主婦を除く15～34歳の若年人口のうち、パート・アルバイト(派遣等を含む)と働く意志のある無職の人。
(資料) 内閣府「若年層の意識実態調査」(2003年)

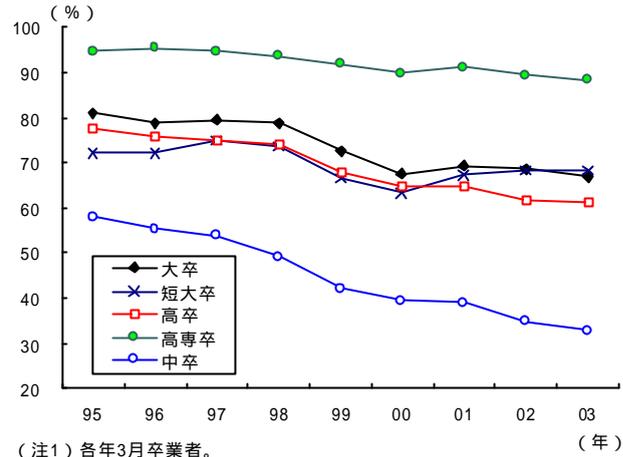
次に、ポイント については、新卒採用動向と若者離職率が決定要因となる。学校卒業後正社員になった人のうち3年以内に離職する人の割合をみると、90年代前半から緩やかな上昇傾向にある(図表 17)。離職理由には倒産・リストラなど非自発的な理由も増えているが、ほとんどは自己都合退職であり、勤務条件や仕事のミスマッチによる離職者が増えている。しかし、雇用環境が厳しい中での転職は容易でなくなってきたと考えられ、転職できなかった人がパート・アルバイトといった一時的な職に就いたり、失業者となれば、フリーターにカウントされる。若者の離職率は就職難であるにもかかわらず高まっていることから、今後も引き続き高水準で推移することが予想される。また、新規学卒者の就職率はITブームに沸いた2001年に持ち直しの動きが見られたが、2003年3月卒業者の就職率は短大卒業者を除いて過去最低水準を更新した(図表 18)。2004年3月卒業予定者の就職内定率も、昨年12月時点で高卒が61.4%(前年同期比+1.4%pt)、大卒が73.5%(前年同期比-3.2%pt)と、大卒で厳しい結果となっている。このように、景気が回復して企業業績が改善しても新規学卒者の雇用にはつながりにくく、足元でもフリーターの新規発生が続いている可能性が高い。

図表 17 . 卒業後 3 年以内の正社員離職率



(注) 2000年の3年目離職率は1999年の値、2001年の2年目、3年目離職率はそれぞれ2000年、1999年の値をあてはめた。
(資料) 内閣府「国民生活白書」

図表 18 . 新規学卒者の就職率



(注1) 各年3月卒業者。
(注2) 就職率 = 就職者 / (卒業者 - 進学者 - 死亡 - 不詳の者)
(資料) 文部科学省「文部科学統計要覧」

以上をまとめると、フリーターは一度なるとその状態が長期化しやすいこと、高い離職率と新規学卒就職率の低迷によりフリーターの新規発生が続くと予想されることから、しばらくフリーター人口は増え続けそうである。以下では、こうした定性的な判断を踏まえた上で、2020年までのフリーター人口を予測してみた。なお、予測では、フリーターを「パート・アルバイト」、「失業者」、「働く意志のある非労働力人口」に分けて行い、以下の前提条件を置いた。

人口

「国立社会保障・人口問題研究所」の中位推計（男女別・各歳別）を用いて、2010年、2020年の推計値を置き、その間はトレンドで延長する。

労働力率

男性はどの年齢階層においても比較的安定した動きをしており、最近5年間の平均で一定とした。女性は、特に25歳以上の年齢層で労働力化が進展しており、晩婚・非婚化、保育所の整備等により従来見られたM字型の労働供給曲線はフラット化していくと予想される。女性の労働力率は、潜在労働力化率に向けて上昇していくと想定した。

潜在労働力化率 = (労働力人口 + 非労働力人口のうち就職希望者) / 総人口

| | 労働力率 | 潜在的労働力率 |
|--------|-------|---------|
| 15-19歳 | 17.9% | 28.8% |
| 20-24歳 | 71.3% | 79.9% |
| 25-29歳 | 72.3% | 82.5% |
| 30-34歳 | 60.1% | 74.3% |

(注) 厚生労働省「労働経済白書(平成15年度版)」

労働力人口

人口×労働力率

経済成長（景気回復シナリオ）

2010年にかけて需給ギャップは解消に向かい、その後は、平均成長率2%台の安定成長が持続する。

失業率（15-34歳）

新卒採用の抑制や、求職意欲喪失、需給ミスマッチにより若年失業率の上昇に歯止めがかかっていない。景気が回復してもこれらの要因は消えず、失業率はしばらく高水準で推移する。2010年以降は需給ギャップの解消にともなって失業率も低下するが、需給ミスマッチは残るため、構造的・摩擦的失業は減らない。厚生労働省の推計によると、2003年10時点の構造的・摩擦的失業率は4.14%（季調値）となっている。

働く意志のある非労働力人口

非労働力人口のうち働く意志のある人の割合は3.7%と、正社員の職があれば働きたいと思っている人が増えている。しかし、就職難の状況に変わりはなく、雇用環境に厳しさが残る2010年までは現状並みの比率（3.7%）が続くと想定した。2010年以降は、需給ギャップが解消して労働市場に需給逼迫感が出てくるにつれて、これらの人が再び労働市場に参入してくるため、非労働力人口に占める働く意志のある人の比率は低下してくる。

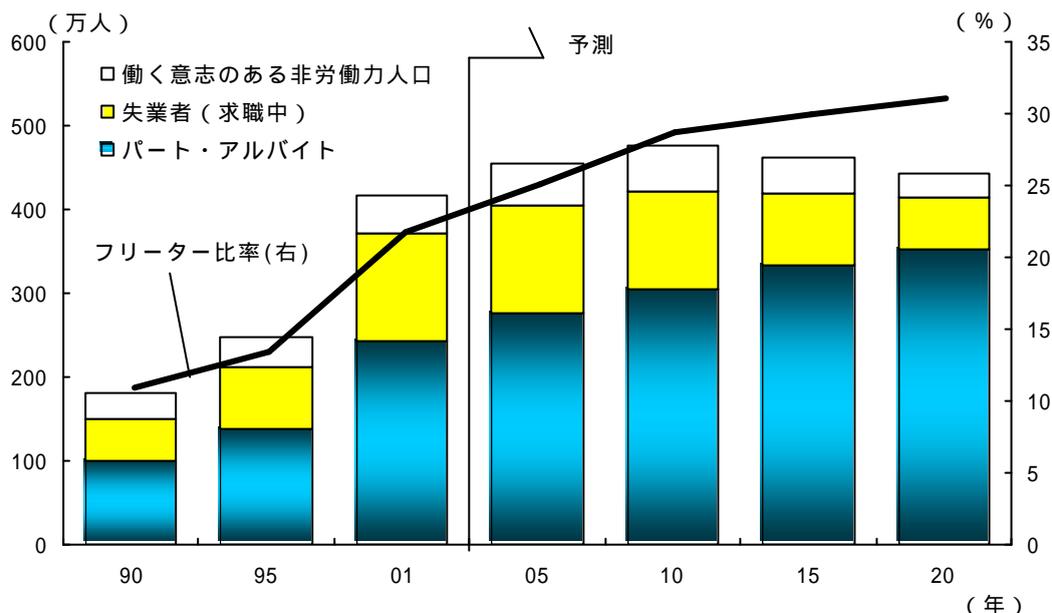
パート・アルバイト比率

パート・アルバイト比率は、もともとパート・アルバイト従業者の比率が高いサービス業のウエイト拡大といった構造的な要因に加えて、企業の人件費抑制姿勢によりコストの安いパート・アルバイトが増加していることから、ほぼ一本調子で上昇している。2001年時点のパート・アルバイト比率は15～34歳の若年（「学生」と「正社員以外の主婦」を除く）で12.4%、全体では25.1%（総務省「労働力調査」）に達している。今後は派遣社員や契約社員といった正社員以外の雇用形態が一段と拡大することが予想され、パート・アルバイト比率の上昇が続く見込みである。予測では、若年層のパート・アルバイト比率はこれまでのトレンドで延長し、2020年には24.3%に高まると想定した。

試算の結果、2001年に417万人だったフリーターは、2010年に476万人とピークを付けた後、2020年には444万人に落ち着いてくる見込みである（図表19）。

また、2001年に21.2%だった若年人口（学生と正社員以外の主婦を除く（注10））に占めるフリーター比率は少子化の影響もあって上がり続け、2010年には28.2%、2010年には30.6%にまで高まる見込みである。内訳をみると、需給ギャップの縮小にともなって失業者は徐々に減少してくるが、パート・アルバイトに加えて、契約社員や派遣社員といった正社員以外の雇用が一段と拡大してくるため、フリーター人口は高水準で推移することが見込まれる。

図表 19. フリーター人口の予測（2020年）



(注1) フリーターとは、学生、主婦を除く若年人口のうち、パート・アルバイト（派遣等を含む）及び働く意志のある無職の人（失業者と働く意志のある非労働力人口）。
 (注2) 対象は15～34歳で、フリーター比率は若年労働力（「学生」と「正社員以外の主婦」を除く）に占めるフリーターの割合。
 (資料) 内閣府「国民生活白書」、厚生労働省「労働力特別調査」

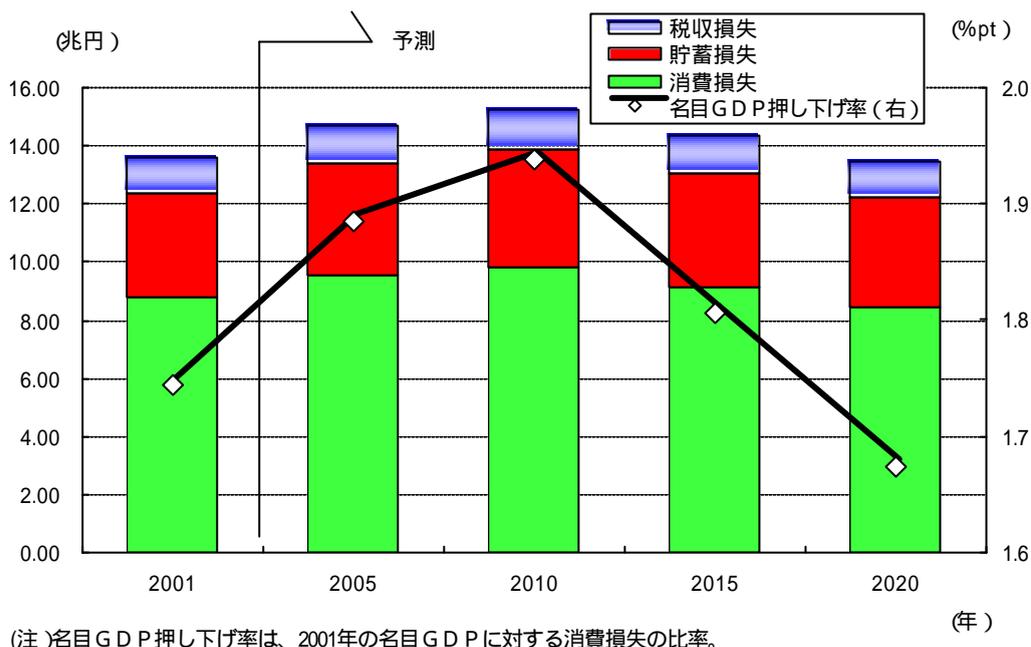
| （暦年） | 1990年 | 1995年 | 2001年 | 2005年 | 2010年 | 2015年 | 2020年 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| フリーター | 183 | 248 | 417 | 456 | 476 | 461 | 444 |
| パート・アルバイト(注1) | 100 | 138 | 244 | 277 | 304 | 332 | 352 |
| 失業者(求職中)(注2) | 51 | 74 | 127 | 128 | 117 | 88 | 62 |
| 働く意志のある非労働力人口 | 31 | 36 | 46 | 51 | 55 | 41 | 30 |
| フリーター比率(注3) | 10.4% | 12.9% | 21.2% | 24.6% | 28.2% | 29.4% | 30.6% |

(注1) パート・アルバイトには派遣労働者等を含む。
 (注2) 内閣府定義の失業者は総務省の完全失業者とは異なる点に注意。
 (注3) フリーター比率は若年労働力（「学生」と「正社員以外の主婦」を除く）に占めるフリーターの割合。「学生」と「正社員以外の主婦」は、若年人口に占める比率は2001年から横ばいと仮定した。
 (注4) 斜字は予測。端数処理の関係で合計しても一致しない場合がある。
 (資料) 総務省「労働力調査年報」、内閣府「国民生活白書」（平成15年版）

(注10) 「学生」と「正社員以外の主婦」は、それぞれ若年人口に占める比率が2001年から横ばいであると仮定している。

また、予測結果を用いて、フリーターが正社員になれないことにより生じる経済的損失を試算すると、フリーター人口がピークに達する2010年には税収損失が1.4兆円、消費損失が9.8兆円、貯蓄損失が4.0兆円となる（2001年価格）。これにより、フリーターが正社員として働けるなら可能となった消費を諦めることによって2010年の名目GDP（2001年価格）が潜在的に約1.9%pt下押しされることになる（図表20）。

図表20．フリーターが正社員になれないことにより生じる経済的損失（2020年）



5. 終わりに

一般に所得の低いことが多いフリーターの増加は、フリーター本人が今の生活に困るだけでなく、消費を抑制することなどを通して経済全体の活力も低下させる恐れがある。しかし、その一方で、卸売・小売・飲食店、サービス業といったパート・アルバイト比率の高い業種では、フリーターがいなければ事業が成り立たないことも事実である。つまり、長引くデフレと低成長を背景に、コストの安い労働力を必要としている企業がフリーターの存在意義を生み出しているという側面がある。そうであれば、フリーターは企業の収益性の向上に役立っていると言え、経済活力を高めることに一役買っているとも考えられる。従って、フリーターの経済効果を測るには、本稿で試みたフリーター側からのアプローチに加えて、フリーターを雇う企業側からのアプローチも必要となつてこよう。

本レポートに掲載された意見・予測等は資料作成時点での判断であり、今後予告なしに変更されることがあります。